地方公会計の整備については、平成29年度までにほとんどの地方自治体で統一的な基準による財務書類等の整備が進んでいる[24]（資料14）。今後は、各地方自治体において、整備した財務書類等が開示されるだけでなく、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。国においては、財務書類等の整備・活用に係る地方自治体の事務負担や財政負担の軽減のための措置を引き続き講じるほか、先進的な事例の収集、公表を行うなど、財務書類等を積極的に活用することで財政マネジメントが強化されるよう、地方自治体を支援すべきである[25]。

また、地方自治体の基金については、地方財政について説明責任をより適切に果たしていくという観点から、基金の考え方、増減の理由、今後の方針等について、公表情報の充実を図る必要がある。

更に、一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）について、平成25年度決算から、各都道府県・市区町村の歳出額が、民生費、商工費等の目的別で公表されるとともに、平成28年度決算からは、地方自治体間の重複部分を控除した純計額が把握・公表されており、今後も実態把握と「見える化」を推進すべきである。

② 公営企業等の経営改革

地方公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増す中でも（資料15）、将来にわたり役割を果たしていくため、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。このため、各公営企業は、経営戦略[26]及び新公立病院改革プラン[27]の早期策定・公表・実行と、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を、一体として推進することが重要である。

また、各公営企業がこれらの取組をより的確に進めるため、国は、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表[28]の作成・公表による「見える化」を推進すべきである。このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産等の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等を図るために必要な取組であり、小規模な地方自治体においても導入が推進されるよう、取組を進めるべきである[29]。

その中でも、大規模な投資を必要とするライフラインである上下水道事業の経営改革に当たっては、増大する更新需要に適切に対応するため、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化や、ＰＰＰ／ＰＦＩを含む更なる民間活用を推進すべきである。特に、広域化については、市町村等を包括する広域的な地方自治体である都道府県を単位とした検討体制の下、取組の具体化に向けた検討を行う必要がある。また、国は他自治体の取組の周知等により更なる検討を促すなど、地方自治体の広域化に向けた取組の支援を強化すべきである。

また、病院事業の経営改革に当たっては、少子高齢化による医療需要の変化に適切に対応するため、地域医療構想を踏まえ、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化等の更なる経営改革の取組を推進すべきである。

なお、公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、各地方自治体において、国が定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性等、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されているものである。各地方自治体においては、こうした繰入金の必要性も含め、公営企業の経営に関する状況を明らかにしていく中で、地域において適切に説明責任を果たしつつ、公営企業の持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。

第三セクター等[30]については、事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。ただ、財政的リスクが高い第三セクター等がなお存在していることから、これらについて関係を有する地方自治体において、抜本的改革を含む経営健全化の方針の策定・公表に取り組むべきである[31]。

3．人づくり革命

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月８日閣議決定）において、国は「人づくり革命」を実行し、社会保障制度を全世代型に転換していくこととされ、幼児教育の無償化、待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化及び介護人材の処遇改善等の施策を推進することとされた。

これらの施策の財源については、来年10月に予定されている消費税率10％への引上げによる増収分等を活用することとされている。

認可外保育所の無償化措置の対象範囲等については、本年夏までに結論を出すこととされており、国と地方の役割分担や経費負担のあり方についても、これらの議論も踏まえ、今後、整理されることとなるが、地方負担分の財源確保を含め、施策の実施に重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえ、検討を進めるべきである。

4．社会保障制度改革

社会保障は歳出改革の重点分野であり、現在、医療・介護提供体制の適正化等の改革が進められている。医療費・介護費の適正化は、地方財政にとっても大きな課題である。

平成30年度は、医療計画、医療費適正化計画及び介護保険事業計画の新たな計画期間が始まる節目の年に当たる。地方自治体においては、住民の健康の保持を推進するとともに、地域医療構想に掲げる病床の機能分化及び連携、地域包括ケアシステムの構築等、質が高く効率的な医療・介護提供体制を実現するよう、それぞれの計画に掲げる取組を着実に進める必要がある。

国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新制度が施行されたことに伴い、新制度を円滑に運営できるよう、財政支援の拡充が行われたことを踏まえれば、各地方自治体は、これを機に、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等[32]の計画的な解消に向けて取り組むことが適当である。

また、保険者機能を強化するため、医療担当部局、介護担当部局と財政担当部局が緊密に連携し、全庁的な体制で取り組むことが望まれる。

医療、介護、子育て等の社会保障施策の多くは、住民に身近な地方自治体により実施されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。今後も、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。医療・介護提供体制の効率化、国民健康保険制度や介護保険制度における保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与等の検討に当たっては、効率化のみならず、必要な医療・介護サービスを住民に安定的に提供するという観点も重要である。このため、地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべきである。

5．公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える。地方財政が極めて厳しい状況にある中、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や立地適正化、長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。その際、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野を持って検討することも重要である。また、今後、人口減少や高齢化が深刻化することに伴い、空き地や空き家が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」の顕在化が懸念されており、コンパクトなまちづくり等を進めていく必要性も考えられる。地方自治体においては、こうした観点も踏まえて、公共施設等の適正管理に取り組んでいくことが求められる。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了しており[33]、今後は、各施設の対策方針を盛り込んだ個別施設計画を策定し、同計画に基づく集約化・複合化や長寿命化対策等を本格的に推進していく必要がある。